

# 印西市内の相談先



せいねんこうけんせいど

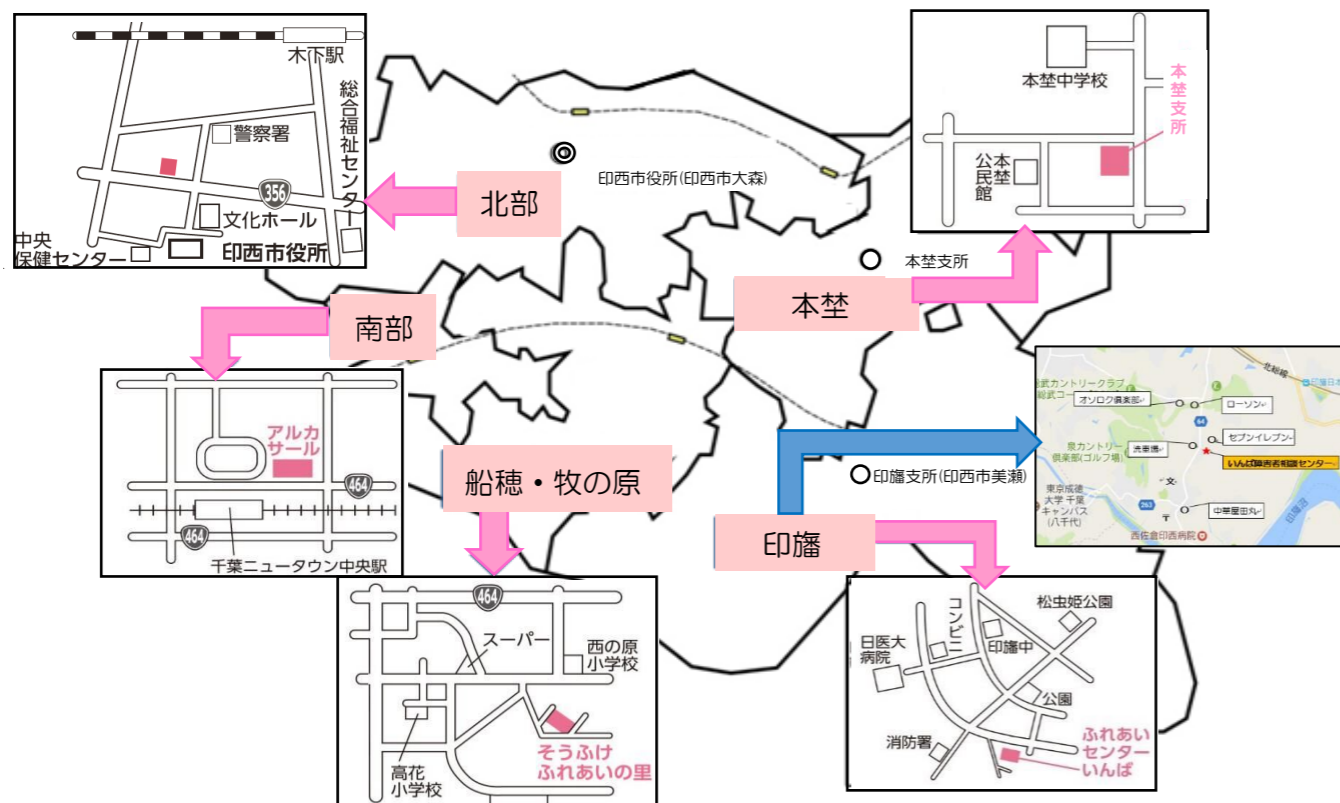
# 知って安心、成年後見制度

## 【高齢者に関すること】

相談先	住所	連絡先
高齢者福祉課 包括支援係	大森2364-2	33-4593
印西北部地域包括支援センター	大森2551-4	85-4085
印西南部地域包括支援センター	中央北1-469 アルカサール内	37-3120
船穂地域包括支援センター	草深924 そうふけふれあいの里内	29-4001
印旛地域包括支援センター	美瀬1-25 印旛支所分庁舎内	33-7062
本埜地域包括支援センター	笠神2587 本埜支所内	85-4845

## 【障がい者に関すること】

相談先	住所	連絡先
障がい福祉課 支援係	大森2364-2	33-4136
いんば障害者相談支援センター	岩戸1343-1	99-2501



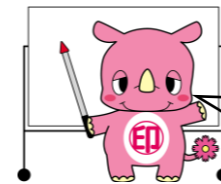
## 【相談会に関すること】

成年後見制度に関する相談会を定期的に行っています。弁護士や司法書士が丁寧にお受けします。お問い合わせ・お申し込みは社会福祉協議会まで！！  
(市委託事業)

問い合わせ先	住所	連絡先
印西市社会福祉協議会	竹袋614-9 印西市総合福祉センター内	42-0294

## 成年後見制度って？

認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、権利を守る援助者(「成年後見人」等)を選ぶことで、ご本人を支援する制度です。



実際に成年後見制度の利用が必要になる時というのはどのような場面でしょうか？ここで、いくつか事例を見てみましょう。

## こんな時に成年後見制度！

### ケース1 銀行の手続き

認知症の親のお金が下ろせない...



認知症などにより判断能力が十分でない方は、定期預金等の解約だけでなく、高額な振り込みなど金融機関での手続きが必要になった時、法定後見制度の利用が求められます。

### ケース2 金銭管理

なんでお金がないんだろ...。これじゃ支払いが出来ない。1人じゃ管理出来ないよ。



判断能力が十分でない方は、金銭トラブルに巻き込まれる恐れがあります。また、サービスの利用手続きが困難になり、月々の支払いが遅れることも...。法定後見制度を利用して、支援を受けることも出来ます。

### ケース3 不動産の売却

父親名義の不動産を売りたいけど、後見人を立てないと売れないと言われてしまった...



判断能力が十分でない方は、単独で不動産の売却手続きを進めることが難しくなります。法定後見制度を利用して、売却する必要があるのです。

### ケース4 将来への不安

不安だなあ...



人はいつ認知症等になって判断能力が低下するかわかりません。安心した老後を迎えるために、任意後見制度を賢く利用するというのも一つの手です。

認知症などで判断能力が不十分な方の本人確認や意思確認が必要な場面や、財産を守る必要がある時に、**法定後見制度**が活用できます。今は元気だけど将来が心配な方には、**任意後見制度**が活用できます。

詳しくは内側へ



## 成年後見制度の種類

成年後見制度は大きく分けて、任意後見と法定後見の2種類に分けられます。法定後見はさらに、判断能力の程度に応じて、後見・保佐・補助の3種類に分けられます。

### 「任意後見制度」

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ人(任意後見人)に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度です。任意後見契約は、公証人の作成する公正証書によって結ぶものとされていますので、その手続きや費用については、最寄りの公証役場におたずねください。

### 「法定後見制度」

ご本人の判断能力が不十分になった後、成年後見人等が選ばれ、ご本人を支援する制度です。また、法人後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の3つに分かれており、判断能力の程度など、本人の状況に応じた支援を受けることが出来るようになっています。

#### ①後見→判断能力を欠く状態

- ・日常の買い物も1人では難しい
- ・家族の名前もわからない



後見人

最重度

#### ②保佐→判断能力が著しく不十分な状態

- ・日常の買い物は1人で可能
- ・重要な財産の管理は1人では難しい



保佐人

#### ③補助→判断能力が不十分な状態

- ・財産管理を1人でできるかもしれないが不安がある



補助人

軽度

※保佐相当、補助相当と判断された場合は、本人にある程度判断能力が残っているということです。したがって、成年後見人に比べ、本人が出来る法律行為の範囲が広く、保佐人や補助人の行為は制限されます。

## 手続きの流れ

法定後見制度を利用したい場合は、管轄の家庭裁判所に成年後見人等選任申立てを行う必要があります。印西市に住民票のある方の申立先は千葉家庭裁判所佐倉支部になります。申立てが出来る方は法律で定められており、申立ての際には様々な書類を用意する必要があります。

申立て

家庭裁判所にて審査

家庭裁判所が審判

申立てが出来る方は、ご本人、配偶者、四親等内の親族などです。その他に、後見人等が必要な場合で、申立てを出来る人がどなたもない場合に市区町村長が申立てることも出来ます。

## 後見人等の業務



後見人等が行う仕事には、大きく分けて「財産管理」と「身上監護」があります。

預貯金や現金、不動産など本人の財産の維持・管理や、年金の受領、光熱費や施設利用料、入院費の支払いなど、本人の生活費の管理を行うことをいいます。

「財産管理」「身上監護」

介護保険サービスを利用するための契約手続きや、病院に入院する際の手続きなど、本人の生活や療養看護に必要な手続きに関する支援を行うことをいいます。

### ～成年後見人等の業務に含まれないもの～

- ・介護や家事などをする事
- ・入院や施設入所の際の身元保証人や身元引受人になる事
- ・病気や治療、手術などの医療行為に同意すること
- ・遺言や養子、認知、結婚、離婚などの意思表示

## どんな人が後見人等に？

後見人等は家庭裁判所が選任します。選任にあたっては、ご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。

ご親族

専門職

法人

市民

弁護士・司法書士・社会福祉士が代表的。それ以外にも、税理士や行政書士の場合もあります。

社会福祉法人、社団法人、NPOなどの法人。

市民後見人養成講座を受講し、一定の知識を有する市民。

手続きの際に後見人等候補者を記入することが出来ますが、候補者以外の方が選ばれることもあります。その際に、候補者以外の方が後見人等に選任されそうだという理由では、原則として申立ての取り下げは認められません。

「成年後見制度について」「申立てについて」など、お気軽にご相談ください！

相談先は裏面をご覧ください

